



願真卿有対物と無対物

最二判590120

願真卿の書を所蔵する財団が、複製物を正当に所有する出版社が 発行した出版物について販売差止と廃棄を求めた

美術の著作物の原作品の所有者でない者が、有体物としての原作品に対する所有者の排他的支配権能をおかすことなく原作品の無体物としての著作物の面を利用しても、原作品の所有権を侵害するものとはいえない



頭直卿の書

美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物を その客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、 その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である 美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではない

原作品の所有権者はその所有権に基づいて著作物の複製等を許諾する権利 をも慣行として有するとするならば、著作権法が著作物の<u>保護期間を定めた意義</u> は全く没却されてしまうことになる

著作権 (財産権)

複製権

コピーを作ることに関する権利

- ・どのような方法であれ、著作物を形のある物に再製する(コピーする)ことに関する権利
- ・「生」のものを録音・録画・筆記することも含む
- ・脚本等の演劇用の著作物にあっては、その上演又は放送を録音・録画することも含む

違法コピーの代償

1999年5月:東京リーガルマインド(LEC)が、校舎内の136台のパソコンにおいて、Microsoft,Apple,Adobeのソフトを違法コピー(計545コピー)して使用していることが調査(証拠保全手続)により発覚

2000年4月: Microsoft Apple Adobeは, LECに対して損害賠償(約1億1,500万円)を求める民事訴訟を提訴

和解交渉進めるも、損害賠償に関して折り合わず

LECの主張

違法コピーのソフトは全て削除し、正規品を新たに購入したので損害賠償する必要はない(一旦、正規に購入されたソフトは永久に使用できるものであるから、過去の不正コピーによる使用分も遡ってカバーされる)

Microsoft Apple Adobeの主張

ソフト業界に於いては、権利者が過去 の違法行為に対して損害賠償を求める 場合は、正規品小売価格の2倍以上の 格差を付けることが当たり前



違法コピーの代償

2001年5月16日:東京地裁判決

不正コピーが発覚した後に正規品を購入すれば、損害賠償をする必要はないとのLECの主張を全面的に否定し、約8500万円の支払いを命じる

- ・著作権侵害行為は複製したことによって成立し、これにより、被告(LEC) は複製品の使用を中止すべき<mark>不作為義務</mark>を負うと共に、原告らに与えた損害を賠償すべき義務を負う。即ち、原告らの受けた損害額は、被告がプログラムを違法に複製した時点において既に確定したものである。
- ・その後、被告は原告らから違法複製品の使用の中止を求められ、引き続いて使用するために正規品を購入しているが、この行為は不法行為と別個独立して評価されるべき利用者としての自由意志に基づく行為にすぎず、これによって、既に確定した損害賠償の義務が消滅するものではない。
- ・損害額は、違法コピーしたプログラムの数に正規品1個当たりの小売価格を乗じた額とする

2002年12月:控訴審において,東京高裁の和解勧告を受け入れて両者和解 (和解の内容及び経緯は公表されず)

ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件

楽曲の偶然の一致は著作権侵害にならない

最一判530907

著作物の複製とは、既存の著作物に依拠し、その内容 及び形式を覚知させるに足りるものを再製することをいう と解すべきである

既存の著作物と同一性のある作品が作成されても、それが既存の著作物に依拠して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあたらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はない

既存の著作物に接する機会がなく、従って、その存在、 内容を知らなかったものは、これを知らなかったことにつ き過失があると否とにかかわらず、既存の著作物に依拠 した作品を再製するに由ないものであるから、既存の著 作物と同一性のある作品を作成しても、これにより著作 権侵害の責に任じなければならないものではない



著作権 (財産権)

コピーを使わずに公衆に伝えること(提示)に関する権利

上演権 演奏権

- ・公に上演したり演奏したりすることに関する権利
- ·CDや**DVDの再生**も含む

22条

上映権

22条の2

・ビデオテープやDVDなどに録画されている著作物を公 に上映することに関する権利

・ダウンロードした動画や静止画をディスプレイに映し出して公衆 に見せることも含む

・ 著作物を公衆向けに送信することに関する権利

公衆 送信権

- ・テレビ、ラジオなどの放送、CATVなどの有線放送、サーバからの
- インタラクティブ送信(自動公衆送信)などを含む ・自動公衆送信の場合、サーバへのアップロード(送信可能化)という行為も含む(複製権も侵害)

23条1項

カラオケ法理 クラブキャッツアイ

最三判630315

演奏権

JASRAC ---

ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により被 上告人の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を 歌唱させることは、当該音楽著作物についての 著作権の一支分権たる演奏権を侵害する



クラブ側の

- ①管理支配性:客は店の管理の元に歌唱させ店の雰囲気作り
- ②営業上の利益:集客を図り利益を上げている

客による歌唱もクラブの歌唱と同視し得る

この事件当時は、音楽著作物の演奏再生は合法(附則14条, 11年廃止)

伊藤正己の意見:客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる上告人 らをもつて音楽著作物の利用主体と捉えることは、いささか不自然

カラオケ装置リース

演奏権

最二判130302

カラオケ装置のリース業者は、リース契約の 相手方に対し、著作権者との間で著作物使 用許諾契約を締結すべきことを告知するだ けでなく、契約を締結し又は申込みをしたこ とを確認した上でカラオケ装置を引き渡すべ き条理上の注意義務を負う



けだし

- ① カラオケ装置は著作権侵害を生じさせる蓋然性の高い装置
- ② 著作権侵害は刑罰法規にも触れる犯罪行為
- ③ リース業者は、カラオケ装置の賃貸により営業上の利益を 得ている
- ④ カラオケ装置のリース業者としては、著作権侵害が行われ る蓋然性を予見すべき
- ⑤ リース業者は、契約の締結を容易に確認することができる

著作権 (財産権)

コピーを使わずに公衆に伝えること(提示)に関する権利

公の 伝達権 ^{23条2項}

・公衆送信された著作物を、テレビなどの受信装置を使って公に伝達する(公衆に見せたり聞かせたりする)ことに関する権利

口述権

24条

・言語の著作物を朗読などの方法により口頭で公に伝達することに関する権利 CDに録音された著作物の再生も含む

展示権

・美術の著作物と未発行の写真の著作物の原作品を公に展示することに関する権利

まねきTV

永野商店

TV番組の海外転送サービスは著作権侵害

TV番組を専用機器で受信し、インターネット経由で個人向けに転送するサービス

- 東京地裁:【勝訴】「まねきTV」は適法 テレビ局側の請求棄却(08/06/20)
- 知財高裁:【勝訴】権利侵害していない テレビ局側の請求棄却(08/12/15)
- 最高裁: 差し戻し侵害と判断 テレビ局側敗訴破棄差戻し(11/01/18)
- 知財高裁:【敗訴】サービス差し止め、テレビ局の訴え認める (12/01/31)
- 最高裁:【敗訴】上告棄却 知財高裁の判決確定(13/02/14)

ロクラクリ

日本デジタル家電

TV番組をインターネットと利用者所有のレコーダ2台を組み合わせ、日本のテレビ番組を海外でも視聴できるようにしたサービス

東京地裁:「ロクラクⅡ」違法

テレビ局側が勝訴(08/03/17)

知財高裁:著作権は侵害していない 地裁判決取消(09/01/17)

- 最高裁:差し戻し

知財高裁の判決を破棄(11/01/20)

- 知財高裁:差止請求,損害賠償請求共に認める(12/01/31)
- 最高裁:上告棄却 知財高裁の判決確定(13/02/14)

著作権 (財産権)

コピーを使って公衆に伝えることに関する権利

譲渡権

・著作物を公衆に譲渡することに関する権利 映画の著作物は除く

貸与権

26条の3

・著作物を公衆に貸与することに関する権利 映画の著作物は除く

頒布権

・映画の著作物に限り、譲渡と貸与の両方をカバーする権利

譲渡によっても権利は消尽しない

著作権 (財産権)

二次的著作物の創作・利用に関する権利

二次的著作 物の創作権

27条

・著作物(原作)を翻訳、編曲、変形し、又は脚色、映画化、その他翻案することに関する 権利

二次的著作 物の利用権

28条

・自分の著作物(原作)から創られた二次的 著作物をさらに第三者が利用することに関 する権利

翻訳物をコピーする場合, 翻訳者はもちろんのこと, 原作者の許諾も得なければならない

キャンディ・キャンディ



東高120330

翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



争点:連載漫画の登場人物の絵のみ を利用する行為に対して原作者としての権 利が及ぶか



原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めることができる

江差追分事件

最一判130628



翻案権,放送権,氏名表示権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組: 「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組



争点:プロローグの翻案にあたるか

にしん御殿

既存の著作物に依拠して創作された著作物が, 思想, 感情若しくはアイデア, 事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において, 既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には, 翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

ま と め



- 1 他人の著作物を知らずに、酷似した作品がたまたま出来上がった場合にも、著作権侵害となるか
- 2 著作物の全体ではなく、一部分を真似ただけの場合は 著作権の侵害とはならないか
- 3 外国において日本のテレビ番組を視聴できるように、家族がネットに接続した録画機器に録画することは侵害となるか。

ご清聴 ありがとうございました。



